日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

薬機法改正　地域連携薬局の施設基準

～認定取得に向けて「地域の他の医療機関への情報提供」編～

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第5021号　松平哲也

参考資料：令和3年1月22日　厚生労働省令第5号「薬機法の一部を改正する省令の公布について（薬生発0122第6号）」
令和3年1月29日　厚生労働省医薬・生活衛生局長（薬生発0129第6号）「薬機法の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）
令和3年1月29日　高齢労働省医薬・生活衛生局総務課　事務連絡「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて
令和3年3月25日　埼玉県保健医療医療部薬務課　「地域連携薬局に係るアンケートの実施結果について」
令和3年3月31日　厚生労働省医薬・生活衛生局 医薬安全対策課「「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」について」の通知発出について

■認定取得のための算定要件**「地域の他の医療機関への情報提供回数（月平均30回以上）」**について、関連する通知や情報を集約・整理しました。

1）実績は**必ずしも調剤報酬の算定が必須ではなく、情報共有を実施していれば差し支えない**旨、示されています。

2）調剤報酬の**算定要件のうち、情報共有に該当する内容を抜粋**しました。

3）厚生労働省より、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」が発出されています。
紹介されているトレーシングレポート等、**今後の情報共有**にご参照ください。

資料No.20210428-1109(4a)-p1

本資料は、2021年3月31日の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

１）地域連携薬局の認定を取得するにあたっての障壁

（「令和3年3月25日　埼玉県保健医療部薬務課　地域連携薬局に係るアンケートの実施結果について」より）

Q4 地域連携薬局の認定を取得するにあたって、何が障壁になりますか（ｎ＝606　5つまで複数回答）

【障壁と考えるとの回答割合の高かった上位5項目】

地域の他の医療機関への情報提供回数（月平均30回以上）	**67.7%**
無菌調剤対応	67.5%
地域包括ケアシステムに関する会議への継続的参加	41.7%
在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の回数（月平均2回以上）	32.8%
勤務薬剤師の地域包括ケアシステムに関する受講状況	30.4%

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

「地域の他の医療機関への情報提供回数（月平均30回以上）」の実績要件

令和3年1月29日　局長通知　より

実績に含まれるもの

ア. 入院時に情報共有を行った実績
イ. 退院時に情報共有を行った実績
ウ. 外来の利用者の情報共有を行った実績
エ. 在宅訪問について報告等の情報共有を行った実績

※いずれかのみではなく、満遍なく実施することが望ましい

実績に含まないもの
・医療機関からの検査値等のみの情報提供
・利用者の情報を含まない施設等に係る情報提供
・服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載
・疑義照会

留意事項:薬剤師の主体的な情報収集等により報告及び連絡したものであること

服薬指導等から得られた情報を基に処方医の薬剤の適正使用に必要な情報を取り纏め、医療機関の薬剤師に文書等　（地域情報ネットワーク等を含む）を用いて提供する等

令和3年1月29日　事務連絡（Q&A）　より

Q９【報告・連絡の実績】

実績については、例えば、文書で医療機関へ情報提供を行い、以下のような調剤報酬を算定した場合を含むと考えてよいか。

① 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績として「服薬情報等提供料１、２」
② 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績として「退院時共同指導料」
③ 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績として、「服用薬剤調整支援料１、２」、薬剤服用歴管理指導料における「吸入薬指導加算」、「調剤後薬剤管理指導加算」

A. 調剤報酬の算定の有無にかかわらず、情報共有を実施していれば実績とすることで差し支えない。

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

２）これまでの実績の確認と今後の情報共有の推進に向けて①

■算定回数実績の確認については、下記、項目より実施回数を確認することが重要です。
① Q&Aで示された、情報共有に関連する調剤報酬点数項目と該当する主な内容を抜粋しています。なお、算定基準の全てを満たしていない場合でも、実際は情報共有している事例もあると思われますのでご留意ください。
② Q&Aには記載はありませんでしたが、関連すると考えられる調剤報酬点数項目を抜粋しました。あわせてご確認ください。

①Q&Aで示された、情報共有に関連する調剤報酬点数項目と該当する主な内容（算定していれば要件を満たしている）

	対象となる調剤報酬	該当する主な内容
入院時	服薬情報等提供料1,2	医師の求め若しくは薬剤師の判断で患者の服用薬や服薬情報を文書により情報提供
退院時	退院時共同指導料	入院中患者に退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関して説明及び指導した内容を文書により提供
外来	特定薬剤管理指導加算２	連携充実加算を届けている医療機関にトレーシングレポートを提供
	吸入薬指導加算	吸入指導の内容・患者の理解度について文書にて情報提供
	調剤後薬剤管理指導加算	糖尿病患者に対し処方医の求めに応じて文書にて情報提供
	服用薬剤調整支援料1,2	6種類以上の内服薬が処方されている患者に文書を用いて処方提案

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

2）これまでの実績の確認と今後の情報共有の推進に向けて②

■算定回数実績の確認については、下記、項目より実施回数を確認することが重要です。

① Q&Aで示された、情報共有に関連する調剤報酬点数項目と該当する主な内容を抜粋しています。なお、算定基準の全てを満たしていない場合でも、実際は情報共有している事例もあると思われますのでご留意ください。

② Q&Aには記載はありませんでしたが、関連すると考えられる調剤報酬点数項目を抜粋しました。
あわせてご確認ください。

②その他、関連すると考えられる調剤報酬点数項目（注：算定にあたり「文書の提供」が条件でないものもあり注意が必要です）

	対象となる調剤報酬	該当する主な内容
外来	重複投薬・相互作用等防止加算1、2	残薬等の有無に限らず、患者の服薬状況を処方医に情報提供
	外来服薬支援料	処方医に確認した上で服薬支援、又は持参した服用薬の整理等の服薬管理を行いその結果を医療機関に情報提供
	服薬情報等提供料1,2	医師の求め若しくは薬剤師の判断で患者の服用薬や服薬情報を文書により情報提供
在宅	在宅患者訪問薬剤管理指導料1,2,3	訪問結果について必要な情報を文書により提供
	在宅患者オンライン服薬指導料	在宅患者オンライン服薬指導の結果について必要な情報提供
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1,2	緊急訪問した患者への指導内容を文書にて情報提供
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	在宅患者に対して残薬等の有無に限らず、患者の服薬状況を処方医に情報提供
	居宅療養管理指導費1,2,3	訪問結果について必要な情報を文書により提供
	居宅療養管理指導費注2（オンライン）	オンラインによる服薬指導の必要な情報を文書により提供
	経管投薬支援料	胃瘻等で経管投薬を行っている患者に関する服薬状況や患者家族の理解度を情報提供

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

3）トレーシングレポートの活用

「『病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方』について」として令和3年3月31日に通知が発出されています。

・手引書と、様式事例集が示されています。
・病院を対象とした資料ですが、薬局としても、今後の病院との入退院時の情報共有に活用できる情報が多く掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17788.html

図１ 地域連携を担当する薬剤師によりポリファーマシー対策への協力体制を構築している例

令和3年3月31日
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長通知
「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」より抜粋

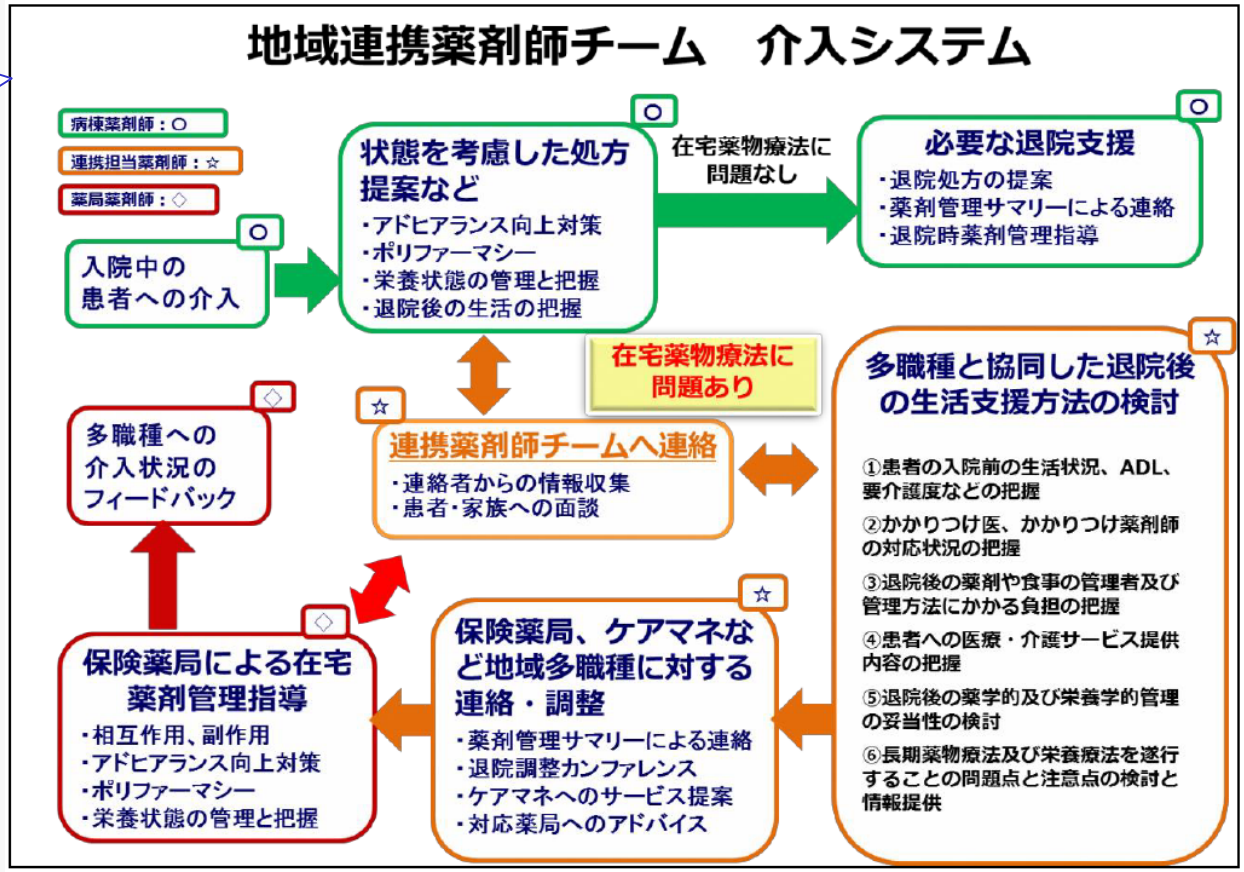

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.